

●香川県告示第87号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成21年2月24日から同年3月10日まで津田漁業協同組合において縦覧に供する。

平成21年2月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 発起人の住所及び氏名

さぬき市津田町津田3953番地2 石塚 順二

さぬき市津田町津田1269番地1 木村 員規

さぬき市津田町津田1428番地2 田中 幸男

2 加入区の名称

津田加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

津田漁業協同組合